

2026 年 8 月 20 日

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

「家計保障定期保険 NEO+」「あんしん就業不能保障保険+」発売のお知らせ

東京海上日動あんしん生命保険株式会社(取締役社長 ^{あさの しゅうじ} 浅野 収二、以下「当社」)は、2026 年 10 月 2 日(金)より、“病気やケガにより働けなくなるリスク”に備えられる「家計保障定期保険 NEO+(プラス)」^(注 1)、「あんしん就業不能保障保険+(プラス)」^(注 2) を発売します。

近年、医療技術の進歩や就労期間の長期化などを背景に、働けなくなることへの備えに対する関心が高まる中、当社は、お客様を取り巻く環境変化や多様化する保障ニーズにお応えするため、就業不能保障の対象拡大や入院一時給付金特約(定期型)の新設など、保障機能の充実を図ります。

(注 1) 正式名称:家計保障保険(無解約返戻金・保障選択型)Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型

(注 2) 正式名称:家計保障保険(無解約返戻金・保障選択型)A 型、B 型

1. 背景

- 共働き世帯の増加、住宅ローン返済期間の長期化、定年延長などを背景に、現役世代の家計を取り巻くリスクは多様化しています。なかでも、病気やケガにより働けなくなった場合や、復職後に収入が減少した場合の家計への影響は大きく、就業不能保障の重要性が高まっています。
- 一方で、就業不能保障の世帯加入率は約 23%にとどまっており^(注 3)、また、現役世代に対して当社が実施した消費者調査においても、就業不能リスクに不安を感じながらも、備えが十分でないお客様が多いことを確認しています。
- 近年、医療技術の進展等により死亡率が相対的に低下している一方で、生命にかかわる状態には至らなくとも、病気やケガによる後遺症の影響で、従前どおりの就労が困難となるケースがあり、現役世代の家計に大きな影響を与えます。傷病手当金などの社会保障制度により一定の保障はあるものの、復職後の収入減少により、思い描いていたライフプランが実現できなくなるリスクは、十分にカバーできません。
- 当社はこれまでも、医療保障や死亡保障に加え、保障の空白領域であった「働けない状態」に備える就業不能保障をお届けしてきましたが、就業不能に至る原因や家計への影響は多様化しており、より手厚い保障が求められています。こうした社会環境やお客様ニーズの変化、これまでに寄せられたお客様の声を踏まえ、「家計保障定期保険 NEO+」「あんしん就業不能保障保険+」を発売します。

(注 3) 生命保険文化センター「2024 年度 生命保険に関する全国実態調査」

2. 商品概要と主なポイント

<商品概要>

- お客様のニーズに応じ、死亡・高度障害保障のある「家計保障定期保険 NEO+」と、死亡・高度障害保障のない「あんしん就業不能保障保険+」の 2 商品からお選びいただけます。契約の型ごとの保障は下表のとおりです。
- 一度お支払事由に該当した場合、その後復職した場合でも、支払期間満了まで毎月給付金を受け取ることができ、長期的な収入減少に備えられます。
- 病気やケガによる就業不能状態にも備えられる一時金保障や、現役期間の医療費負担に合理的に備えられる有期型の一時金保障を新設しており、現役期間の就業不能リスクにトータルで備えられます。

商品名	契約の型	保障の対象となる状態		
		死亡・高度障害	障害・介護	5 疾病 ^(注 4) 就業不能
家計保障定期保険 NEO+	I 型	○	—	—
	II 型	○	○	—
	III 型	○	○	○
あんしん就業不能保障保険+	A 型	—	○	—
	B 型	—	○	○

(注 4) 悪性新生物、心疾患、脳血管疾患、肝硬変、慢性腎不全(上皮内新生物や高血圧性心疾患は除く)。以下同じ。

<主なポイント>

(1) 就業不能保障の対象範囲を拡大

- ・ 当社商品の特長である、5 疾病による所定の入院・在宅療養状態が 60 日を超えた場合の就業不能保障について、心臓・脳に関する対象疾病を、「急性心筋梗塞」「脳卒中」から「心疾患」「脳血管疾患」へ拡大しました。
- ・ 障害・介護に関する保障も拡大し、身体障害者手帳 4 級、公的介護保険制度の要介護 1 を新たに保障対象としたことに加えて、当社独自に定める介護に関する要件についても保障を拡大しました。

(2) 5 疾病以外の病気やケガにも備えられる特約を新設

- ・ 5 疾病に限らず、病気やケガによる所定の入院・在宅療養状態が 60 日を超えた場合に一時金をお支払いする「入院・在宅療養特約」を新設しました。これにより、5 疾病以外の病気や、若年層に多い傾向にあるケガによる就業不能状態にも備えやすくなります。
- ・ 入院・在宅療養状態の判定は当社所定の診断書で行うため、休業証明や収入証明などの提出は不要であり、また、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の在宅患者診療・指導料の算定を要件としません。

(3) 現役期間の医療費負担に着目した入院一時保障を新設

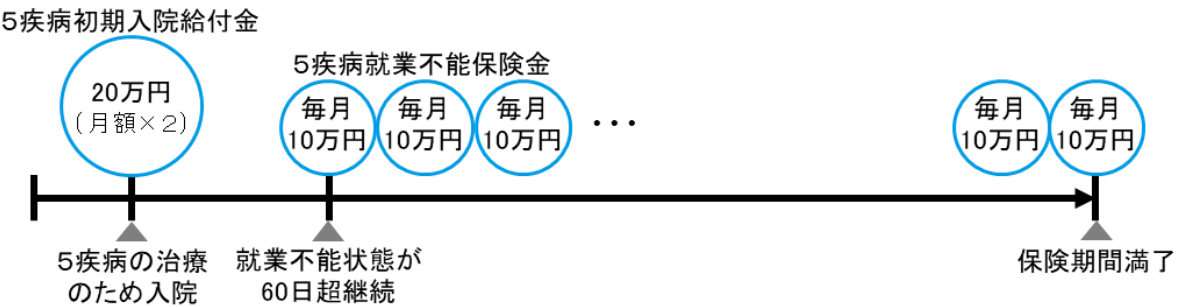
- ・ 現役世代は、住宅ローン返済や教育費などの支出が大きく、十分な貯蓄がないケースも多いため、急な入院や治療で医療費負担が生じた場合、家計に大きな影響を及ぼすことがあります。また、公的医療保険制度では、現役期間は高齢期と比べて医療費の自己負担額が高く、現役期間に手厚い医療保障を備えておくことが合理的です。
- ・ 一方で、終身タイプの医療保険では保障額が一生涯変わらないため、現役期間に必要な保障額に合わせると保険料負担が大きくなり、高齢期に合わせると現役期間の保障が不足するという課題がありました。
- ・ そこで、「現役期間に必要な医療保障を合理的に準備したい」というお客様ニーズにお応えするため、「入院一時給付金特約(定期型)」を新設しました。

(4) 死亡・高度障害保障の保険料見直し

- ・ 生命保険の加入実態を見ると、万が一の際に必要な生活資金は 6,283 万円であるのに対し、死亡保険の加入保険金額は 1,258 万円にとどまっており、大きなギャップがあります^(注 3)。
- ・ そこで、就業不能保障の拡大にあわせて死亡・高度障害保障の保険料を見直し、商品全体の保険料負担を抑えながら保障の充実を図ることで、限られた予算の中でも、必要な死亡保障と就業不能保障を備えやすくなりました。

3. 保険金等のお支払いイメージ

- 本商品の保険金等のお支払いイメージは、下図のとおりです（家計保障定期保険 NEO＋Ⅲ型・基準給付金月額 10 万円の場合）。
- 保険金等の受取方法は、毎月受取に加えて、一時受取または一部一時受取からお選びいただけます。



4. 保障内容・保険料例

本商品の主な保障内容および保険料例は、以下のとおりです。

(1) 保障内容

① 主契約

保険金の種類	保険契約の型					お支払事由	お支払額
	I 型	Ⅱ型	Ⅲ型	A 型	B 型		
死亡保険金	○	○	○	—	—	・死亡したとき	基準給付金 月額
高度障害保険金	○	○	○	—	—	・高度障害状態になったとき	
障害・介護保険金	—	○	○	○	○	・国民年金法に定める障害等級 1 級または 2 級に該当していると認定されたとき ^(注 5) ・身体障害者福祉法に定める障害の級別 1 級から 4 級までに該当し、身体障害者手帳の交付があったとき ・所定の特定生活障害状態に該当したとき ・公的介護保険制度の要介護 1 以上と認定されたとき ・所定の要生活介護状態が 180 日を超えて継続したと診断されたとき	
5 疾病就業不能保険金	—	—	○	—	○	・5 疾病による所定の入院・在宅療養状態が 60 日を超えて継続したと診断されたとき	
5 疾病初期入院給付金	—	—	○	—	○	・5 疾病の治療を目的として所定の入院をしたとき、または 5 疾病による在宅療養が 60 日を超えて継続したと診断されたとき	基準給付金 月額×2 (保険期間を通じて 1 回)

(注 5) 精神の障害を原因として障害等級 2 級に該当した場合を除きます。

②新設する特約

a. 5 疾病・障害・介護家計保障特約（保障選択型）

- 給付金支払期間は 2 年または 5 年から選択可能であり、お支払事由該当後の一定期間に、症状の重篤化や医療費負担の増加に備えて、就業不能保障を上乗せすることができます。
- 保険金は毎月受取に加えて一時受取も可能であり、まとまった資金ニーズにも対応できます。

保険金の種類	特約の型		お支払事由	お支払額
	A 型	B 型		
障害・介護保険金	○	○	上記①主契約の障害・介護保険金と同じ	特約給付金月額
5 疾病就業不能保険金	—	○	上記①主契約の 5 疾病就業不能保険金と同じ	
5 疾病初期入院給付金	—	○	上記①主契約の 5 疾病初期入院給付金と同じ	特約給付金月額×2 (保険期間を通じて 1 回)

b. 入院・在宅療養特約

お支払事由	お支払額
病気やケガ ^(注 6) による所定の入院・在宅療養状態が 60 日を超えて継続した ^(注 7) と診断されたとき	入院・在宅療養一時金額 (保険期間を通じて 1 回)

(注 6) 妊娠・分娩・産褥およびそれらの異常、薬物依存および薬物依存を原因とする病気やケガ、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で医学的他覚所見がないものは、お支払の対象外となります。

(注 7) 精神の障害による場合は、精神の障害を直接の原因とし、その治療を目的とする入院が 60 日を超えて継続したときに限ります。

c. 入院一時給付金特約（定期型）

保険金の種類	お支払事由	お支払額
入院一時給付金	病気やケガの治療を目的として所定の入院をしたとき	入院一時給付金額
継続入院一時給付金	入院一時給付金が支払われる入院について、入院日数が継続して 30 日に達したとき	

d. 特定疾病保険料払込免除特約 01

以下のいずれかに該当したとき、将来の保険料の払込が免除となります。

- 初めて悪性新生物^(注 8)と診断確定されたとき
- 心疾患または脳血管疾患^(注 8)により、所定の手術または継続 5 日以上（急性心筋梗塞・脳卒中は 1 日以上）の入院治療を受けたとき

(注 8) 上皮内新生物や高血圧性心疾患は対象になりません。

(2) 保険料例

【契約条件】30 歳、保険期間・保険料払込期間: 65 歳

＜主契約＞基準給付金月額: 10 万円、最低支払保証期間: 2 年

＜特約＞入院・在宅療養特約一時金額: 100 万円、入院一時給付金特約(定期型)給付金額: 10 万円、特定疾病保険料払込免除特約 01: なし、5 疾病・障害・介護家計保障特約(保障選択型): なし

性別	料率区分	主契約					特約	
		家計保障定期保険 NEO+			あんしん就業不能保障保険+			
		I 型	II 型	III 型	A 型	B 型	入院・在宅療養特約	入院一時給付金特約(定期型) ^(注 9)
男性	非喫煙者優良体	1,750 円	4,110 円	7,350 円	2,730 円	5,450 円	1,590 円	630 円
	非喫煙者標準	2,540 円	5,040 円	8,400 円	3,880 円	5,700 円	1,660 円	
	喫煙者優良体	2,520 円	4,980 円	8,950 円	3,190 円	6,240 円	1,610 円	
	標準	3,940 円	6,540 円	10,690 円	4,090 円	6,550 円	1,730 円	
女性	非喫煙者優良体	1,670 円	3,480 円	8,650 円	2,360 円	6,800 円	1,460 円	820 円
	非喫煙者標準	2,160 円	4,290 円	9,860 円	2,640 円	7,510 円	1,540 円	
	喫煙者優良体	2,280 円	4,330 円	10,420 円	2,540 円	7,960 円	1,480 円	
	標準	3,000 円	5,180 円	12,450 円	2,930 円	9,240 円	1,570 円	

(注 9) 本特約は、主契約の型によって保険料が異なるため、主契約 I 型に付加した場合の保険料を記載しています。

以上